

渋川市地域の農業担い手支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、地域農業の振興及び発展並びに遊休農地の抑制を図るため、農業用機械の購入や誰もが働きやすい環境の整備につながる施設整備等を行う農業者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業（以下、「補助対象事業」という。）は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 市内の農業者が地域で営農を継続するために必要な農業用機械（以下、「営農継続用機械」という。）を購入する事業
- (2) 別表1に定めるICTやロボット技術等を活用したスマート農業用機械（以下、「スマート機械」という。）を購入する事業
- (3) 次のアからエまでに定める、誰もが働きやすい環境の整備につながる施設の整備（以下、「施設整備」という。）を行う事業

ア トイレ

イ 休養所

ウ 更衣設備

エ その他農業における労働環境の改善に資すると市長が認めたもの

(補助対象者及び補助上限額)

第3条 補助の対象となる者（以下、「補助対象者」という。）は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 認定農業者等（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づく認定農業者及び認定新規就農者をいう。以下、同じ。）
- (2) 新規就農者（新規就農後5年以内で認定農業者を目指す者をいう。以下、同じ。）
- (3) 地域農業者（地域で継続して営農を行っている者をいう。以下、同じ。）
- (4) スマート機械を導入する認定農業者等及び地域計画に位置付けられた者

2 補助対象者は、次に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 渋川市内に住所を有すること。
- (2) 主たる営農地が渋川市内にあること。
- (3) 補助金受領後も引き続き市内で3年以上営農すること。
- (4) 渋川市暴力団排除条例（平成24年渋川市条例第30号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (5) 市税を滞納していないこと。
- (6) この事業に類似する国、県等から補助金の交付を受けておらず、かつ、受ける予定がないこと。
- (7) 中古の機械を導入する場合は、3年以上の耐用年数があること。
- (8) 過去に3年以内に、この要綱による補助金の交付を受けていないこと。ただし、スマート機械を購入する事業は除く。
- (9) 法令及び公序良俗に反していないこと。

（補助上限額）

第4条 補助上限額は、前条第1項各号に定める補助対象者の区分に応じ、別表2に定めるとおりとする。

2 前項の上限額の枠は、年1回1枠のみ用いることができる。

（補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、営農継続用機械若しくはスマート機械の購入又は施設整備に係る経費とし、次に掲げる条件を満たすものとする。

(1) 全ての補助対象経費に共通する事項

ア 購入した機械の本体や整備した施設の見やすい位置に、補助事業名の印字又は印字されたシール等の貼付があること。

(2) 営農継続用機械又はスマート機械の購入に関する事項

ア 栽培目的の作業に必要な機械等であること。

イ トラック、フォークリフト等汎用性が高い機械でないこと。

ウ スマート機械の購入にあつては、パソコン、スマートフォン等の端末機器や農業以外に活用できる汎用性が高い機械でないこと。

エ スマート機械の購入にあつては、新品の機械であること。

(3) 施設整備に関する事項

ア 農業における労働環境の改善につながること。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額に3分の1を乗じて得た額とする。

2 前項の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表1 (第2条関係)

スマート機械の種類	性能・規格等
農業用ドローン	<p>農薬散布、資料散布、リモートセンシングのいずれかができるもの。</p> <p>なお、農業用ドローンの導入と同時に受講する場合のみ、操縦に価格教習費用を事業費に含めることができる。ただし、教習は国土交通省が公表する「登録講習機関」が実施する農業用ドローンの操縦者を育成するためのものに限り、技術証明を取得するための手数料等及び教習施設までの交通費等は対象外とする。</p> <p>また、補助の対象となる受講者は、個人経営体の場合は本人又は共同申請者、法人の場合はその構成員に限る。</p>
自動操舵システム	<p>手動操作若しくは使用者が搭乗した状態での自動化ができる外付けの自動操舵直送アシスト装置とし、内蔵型は除く。</p> <p>なお、装置を設置するための作業費を含む。</p>

自動走行又はリモコン式草刈機	遠隔監視下での無人状態での自動走行又は無人状態で走行する機器を圃場内や圃場周辺から常時リモコンなどにより遠隔操作し使用できるものとする。
環境制御システム (水田の水管理システム含む)	圃場やハウス内外の環境（温湿度、日射量、風速、CO ₂ 濃度等）を計測し、自動制御や遠隔操作により設備等の環境を調整するものとする。
水田自動抑草ロボット	水田を自律走行して、水中を攪拌し泥を巻き上げることで光を遮り、水面下にある雑草の生長を成長を抑制できるものとする。
運搬作業支援ロボット	設定した人への自動追従機能や自律走行機能を備え、農作業における運搬作業の軽減が可能となるものとする。
アシストスーツ	モーターによるアシストや人工筋肉等による荷重分散効果により、重量物の持ち上げ・下げ時に腰や腕にかかる負荷を軽減させる機能を有するもの

別表 2（第 4 条関係）

補助対象者	補助上限額
認定農業者等	50万円
新規就農者	30万円
地域農業者	10万円
スマート機械を導入する認定農業者等及び地域計画に位置付けられた者	100万円